

申請が必要です

三鷹市就学前子ども給付金

5,000円 を支給します！

1 対象児童

- (1) 令和8年10月1日時点で三鷹市に住民登録がある**小学校就学前**の児童
- (2) 令和8年10月2日から令和9年4月1日までに**出生**または三鷹市に**転入**した**小学校就学前**の児童

2 支給対象者

対象児童を養育している方

この事業は、国の「物価高騰対応
重点支援地方創生臨時交付金」を
活用しています。

3 支給額

対象児童1人につき**5,000円**（1回限り）

4 申請期間

令和8年11月中旬から令和9年5月20日まで

**ATM受取なら
早く受け取れます！**

5 申請方法

- (1) 対象児童のいる世帯の保護者には、順次、申請案内が届きます。
令和8年10月1日時点で対象となる児童については11月中旬に、10月2日以降の転入・出生により対象となる児童については随時届きます。
- (2) 申請案内に記載の二次元コードより電子申請フォームにアクセスし、**セブン銀行ATM**または**口座振込**による受取を選択してください。
セブン銀行ATMでの受取可能時期は12月初旬から、口座振込は12月下旬から開始します。

※紙の申請書もご用意しています。

三鷹市就学前子ども給付金の
詳細はこちら（三鷹市HP）▼

お問合せ先

三鷹市 子ども政策部 子育て支援課

手当・医療係「三鷹市就学前子ども給付金」担当

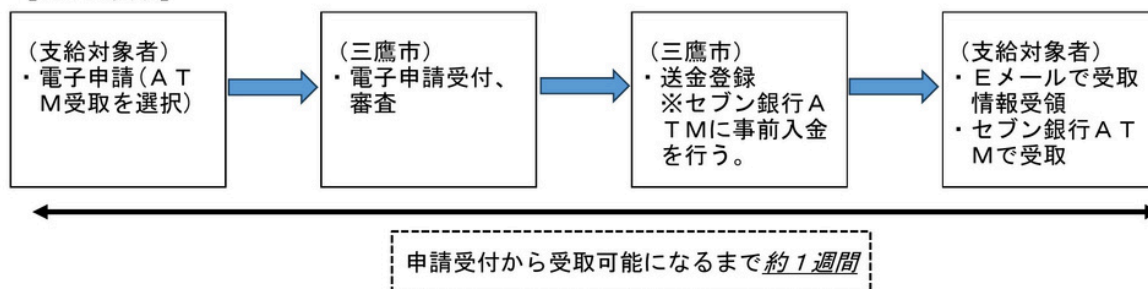
☎ 0422-29-9675（直通）平日8:30～17:00



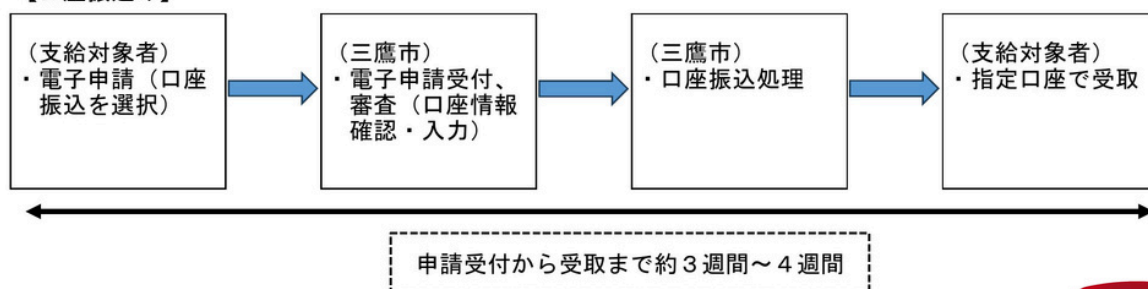
裏面に続きます 必ずご確認ください

支給方法別申請受付から受取までの流れ

【ATM受取】



【口座振込み】



6 セブン銀行ATMでの受取方法

セブン銀行ATMでの受取に当たっては、**キャッシュカード**や**口座情報**は**不要**です。審査完了後、受取に必要な番号及びATM操作方法をメールでお送りします。なお、給付金は全国のセブン銀行ATMで受取可能です。



全国約28,000台のセブン銀行ATMで受取可能！

7 配偶者等からの暴力（DV）で避難している方等

配偶者等からの暴力（DV）等により避難中の方で、三鷹市に住民票を移すことができない場合でも、一定の要件（DV避難中であること等の証明等）を満たせば支給対象となります。詳しくは、表面のお問合せ先までご連絡ください。

課税について

一時所得として課税対象になります。原則として、年間の一時所得が50万円を超えると確定申告が必要です。

市職員が口座の暗証番号を聞くことや、電話でATMの操作を依頼することは、絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、すぐに表面のお問合せ先又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。